

平成21年9月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成21年9月17日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 渡 辺 恵 一 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
	兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案・請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務常任委員長）

議案第36号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算

（教育民生常任委員長）

議案第35号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第38号 平成21年度勝浦市老人保健特別会計補正予算
議案第39号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
請願第3号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化に関する意見書提出を求める請願

陳情第1号 現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書提出を求める請願

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第46号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第5号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書について

発議案第6号 現行保育制度に基づく保育施策の拡充を求める意見書について

第4 議員の派遣について

第5 各常任委員会の所管事務調査について

第6 報告

報告第5号 継続費精算報告書について

開 議

平成21年9月17日（木） 午後1時00分開議

○議長（高橋秀男君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案・請願・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（高橋秀男君） 日程第1、議案・請願・陳情を上程いたします。

議案第36号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。丸総務常任委員長。

〔総務常任委員長 丸 昭君登壇〕

○総務常任委員長（丸 昭君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月14日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第36号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算につきましては慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程で清掃費のうちクリーンセンターごみ処理設備機能回復事業1,220万4,000円に関連して、老朽化しているクリーンセンターについて、今後の修繕の見通し、経費について質疑があり、毎年10月に実施している更新工事实施に伴い点検を行っている中で、緊急を要する箇所を見極めながら対応し、経費については主な修繕は完了したと思われるが、まだ数件の修繕を予定していると答弁がありました。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（高橋秀男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、前もって通告がありましたので、これを許します。初めに、児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 私は、ただいまの総務常任委員長の報告に対し、議案第36号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算について、反対の立場で討論を行うものであります。

今回の補正予算に、勝浦警察署移転に伴う市有地売却収入6,258万円及び施設移転等の補償金4,802万円、合計1億1,060万円の歳入予算が計上されました。私はこの件について、昨年来の市長からの数回にわたる議会全員協議会などでの説明について疑問を呈してまいったところであり、

その理由は、第1に勝浦市の地形上、これだけの面積の広さの平地の市有地は、市街地にはほかにないこと。勝浦市の将来のまちづくりのことを考えれば、この貴重な市民の共有財産は、でき得る限り保存すべきであるという立場であります。

第2に、百歩譲って売却するといいたしましても、売却予定地は市営テニスコートと駐車場の一部であって、市役所庁舎の目の前に3階建てが建つもので、しかも全体の用地の正面の真ん中をえぐるようなやり方であって、これでは到底、納得できるものではないという立場であります。

野球場、テニスコートを含む市役所用地の端の一画というなら、まだ納得もされるでしょう。しかし、市長の今回の措置は、確かに数回にわたる説明会があったとはいえ、正規の会議で市民の代表である議会での論議の積み上げではありません。地方自治法第96条第1項第8号によって5,000平方メートル未満の土地の売買は議会の議決を要しないという法的根拠があるとはいえ、5,000平方メートル未満といっても4,257平方メートルの面積の処分は、実質的には議決事項に匹敵する、そういう面積であると思っております。

近々では、市民文化会館建設計画に当たっても、建設の位置も含めて、一般市民と議員の参加を得た中での会館建設検討委員会が立ち上げられ、市長がそれに対して諮問し、答申が行われている。そういう中で結論を出したという経緯もあるわけであり、

今回の事例とこの市民文化会館の事例とは内容的には違いがあるということは言えますけれども、しかし、貴重な市有財産を売却する上では売却後の残地の将来の有効活用ができるような形

での売却を何らかの諮問機関などを設けて、その答申を得る、そういう中で結論を出していく。もっと慎重に検討すべきであって、私に言わせれば、今回の決断は、端的に言って場当たりのな切り売りとしか受け取れないわけであります。もちろん私は警察署の役割は、勝浦市民の生命、財産を守る、そして毎日の市民の安全な暮らしを守っていく、そういう上では必要な行政機能であるということを十分認識しているものであります。したがって、現在の予定地以外の適所に改築を求めるものであります。

私なりに市民との対話も提起以降、行ってまいりました。あるいは、ごく最近でも、この補正予算提案後の中でも市民との対話も行ってまいりました。そのような中でさまざまな意見が出されております。ある方は、やむを得ず売却するにしても、現有の警察署の跡地は、もともとあそこに中央保育所が建っていた土地なんだと。あの跡地はどうなるのか。でき得れば、県と市の土地の交換によって、昔あの場所にあったところに中央保育所や、あるいは幼稚園もこの際改築して、そこへ設置したらどうか。今の急な坂道の上り下りは、子供にとっても、送迎する父母や年寄りにとっても大変だし、しかもその上、交通事情も非常に危険がある中で、建てかえてもらえば本当に助かると。安心して孫や子供を園に預けることができるというようなことをしみじみ言っておりました。なるほど私は思ったわけでありますが、市民はある意味、本当にいろいろなことを深く、一つの事象に対しても考えておられるんだということを再認識したところであります。

いずれにいたしましても、市長の今回の決断が将来の勝浦市のまちづくりに禍根を残すことにならないかどうか。その意味で、私はぜひ市長の再考を促すものであります。

最後に、土地売却に伴う関連予算以外は賛意を表明して討論といたします。

○議長（高橋秀男君） 次に、岩瀬洋男議員。

〔4番 岩瀬洋男君登壇〕

○4番（岩瀬洋男君） 私は、議案第36号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算には、勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修工事費、並びに豊浜小学校校舎耐震補強及び大規模改修設計経費といった児童生徒の安全対策事業を初め、総野園施設整備事業、高齢者支援ネットワーク構築事業及び保育所環境整備事業など、少子高齢化に対応した事業、さらには幹線市道の舗装修繕事業、災害防除事業及び勝浦東部漁港水域環境保全創造事業など、市民生活に関連する重要な事業が計上されております。

また、このほか勝浦警察署移転関連予算として、歳入には市営第二庭球場用地及び庁舎用地の一部を対象とする土地売払収入及び既存施設等の移転補償金が、歳出には第二庭球場移設のための用地取得費及び設計業務委託料、並びに元荒川小学校の解体工事費などの関連予算が計上されておりますが、勝浦警察署は、市民の生命、身体、財産の保護、犯罪防止など、安心・安全な市民生活のためには、将来にわたり欠くことのできない施設であり、また執行部より説明のあった市営第二庭球場用地及び庁舎用地の一部を売却しようとするに至った経緯などを総合的に判断すると、必要な予算の計上であると考えます。

よって、議案第36号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算に対し賛意を表し、賛成討論といたします。

○議長（高橋秀男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第35号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第38号 平成21年度勝浦市老人保健特別会計補正予算、議案第39号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、請願第3号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化に関する意見書提出を求める請願、陳情第1号 現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書提出を求める陳情、以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。児安教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 児安利之君登壇〕

○教育民生常任委員長（児安利之君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託された事件を審査するため、去る9月15日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第35号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第38号 平成21年度勝浦市老人保健特別会計補正予算、議案第39号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上4件について慎重審議の結果、お手元に配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化に関する意見書提出を求める請願、陳情第1号 現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書提出を求める陳情、以上2件につきましては、願意妥当と認め、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（高橋秀男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〃 ○議長（高橋秀男君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第35号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第37号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第38号 平成21年度勝浦市老人保健特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第39号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、請願第3号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化に関する意見書提出を求める請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、請願第3号は、採択と決しました。

○議長（高橋秀男君） 次に、陳情第1号 現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、陳情第1号は、採択と決しました。

議案上程・説明・質疑・採決

○議長（高橋秀男君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（高橋秀男君） ただいま朗読いたしました議案はお手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第2、議案を上程いたします。議案第46号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（高橋秀男君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第46号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成21年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員、鎗田幸雄君の後任に藤平益貴君を任命したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

藤平益貴君の経歴を申し上げますと、昭和45年3月に立正大学を卒業後、同年5月に成田市立西中学校教諭として奉職以来、大原町立浪花中学校を初め、大原町立大原中学校、市原市立加茂中学校、大多喜町立大多喜中学校、勝浦市立行川小学校等を経て、平成12年4月から勝浦市立上野小学校校長、平成16年4月にはニューヨーク補習授業校校長、その後、勝浦市立郁文小学校校長を歴任され、平成20年4月からは勝浦市学校教育指導員としてその職務を担い、現在に至っております。

その人格と識見は教育委員会委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。議案第46号の提案理由の説明を終わります。

○議長（高橋秀男君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第46号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第46号については、これに同意することに決しました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（高橋秀男君） 日程3、発議案を上程いたします。

発議案第5号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書について、発議案第6号 現行保育制度に基づく保育施設の拡充を求める意見書について、以上2件を議題といたします。職員に発議案を朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（高橋秀男君） 発議者から提案理由の説明を求めます。児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 議長より指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第5号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書について、発議案第6号 現行保育制度に基づく保育施策の拡充を求める意見書について、以上2件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第5号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書について申し上げます。

細菌性髄膜炎の日本での患者数は毎年約1,000人に上ると推定されています。その約6割強がインフルエンザ菌b型（Hib＝ヒブ）によるもの、約3割が肺炎球菌によるもので、この2つの起因菌によるものが全体の約9割を占めています。

細菌性髄膜炎は、早期診断が大変難しい疾病です。治療には起因菌に有効な抗生物質を高容量投与しますが、近年、特にヒブの薬剤に対する耐性化が急速に進んでおり、適切な治療が難しくなっていることが指摘されています。

細菌性髄膜炎は非常に予後の悪い疾患であって、迅速な治療が施されても、ヒブの場合で3%から5%、肺炎球菌の場合で10%から15%が死亡しています。生存した場合でも10%から20%に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭症、難聴、脳性まひ、精神遅滞等の後遺症を引き起こしています。

ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎は、ワクチン接種によって予防することができます。ヒブワクチンは133カ国で定期予防接種とされています。肺炎球菌についても、肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）が世界93カ国で承認され、米国やオーストラリア等、35カ国で定期接種されています。これらのワクチンを定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少しています。

日本では、昨年12月に待望のヒブワクチンが導入されました。しかしながら、任意接種で開始されたため、4回接種で約3万円全額が保護者負担となり、経済的な理由で接種を躊躇することも危惧され、一日も早い定期接種化が重要となっています。

また、現在、日本で承認されている肺炎球菌ワクチン（23価多糖体ワクチン）は、免疫力の未熟な乳幼児には効果が期待できず、乳幼児に使用できる肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）は、日本では現在、承認待ちの状況で、早期導入が強く求められています。

早期発見が難しく、迅速な治療を施しても予後が悪く、さらに菌の薬剤耐性の高まりによる治療の困難化が指摘されている細菌性髄膜炎は、早期に定期予防接種化することが重要であります。よって、国においては次の事項について早急に対処されるよう、強く要望します。

1. 速やかにヒブ重症感染症（髄膜炎、喉頭蓋炎、および敗血症）を予防接種法による定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけること。
2. 肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の早期薬事法承認のための手だてを講じること。

次に、発議案第6号 現行保育制度に基づく保育施策の拡充を求める意見書について申し上げます。

少子化の進行にもかかわらず、都市部では保育所の待機児童の増加が深刻な事態になっています。次世代育成支援に対する国と自治体の責任はこれまでも増して大きくなっており、中でも保育、学童保育、子育て支援施策の拡充に対する国民の期待は、平成18年以降、第165回臨時国会、第166回通常国会、第169回通常国会、第170回臨時国会において、保育、学童保育、子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める請願が、衆参両院で全会一致で引き続いて採択されていることから明らかです。

しかし、この間、保育制度を含む次世代育成支援のあり方については、経済財政諮問会議、地方分権改革推進委員会や規制改革会議などの議論を受けて、社会保障審議会少子化対策特別部会では、保育制度改革論議が進められてきましたが、本年2月24日にまとめられた第1次報告では、直接契約、直接補助方式の導入を基本とした保育制度の抜本的改革案が提案されました。

これらは、今後の議論の課題である保育要件の見直しや費用負担、事業者算入のあり方なども含めて、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革論であって、国会で採択された請願内容に逆行するものと言わざるを得ません。

こうした改革は、これまで保育所が担ってきた子供の発達保障の機能を揺るがし、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子供が受ける保育の水準にも格差が生じることになり、容認できません。

保育需要の増大が進む中、緊急に求められているのは、現行保育制度を改変し、混乱を引き起こすことではなくて、国と自治体が責任を負う現行制度のもとで、緊急に希望するすべての子供の保育所入所を保障する待機児童対策を具体化し、保育、学童保育、子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を図ることです。

よって、国においては次の事項について早急に対処されるよう強く要望します。

1. 認可保育所の新設・増設で待機児童の解消ができるよう緊急保育所整備計画の策定と特別な予算措置を行うこと。
2. 児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充し、直接契約・直接補助方式、保育料応益負担を導入しないこと。また、保育制度改革の論議に当たっては、現行保育制度が

果たしてきた役割を踏まえ、保育の実施責任を負う自治体及び保護者の保育団体との意見交換を行うこと。

3. 児童福祉施設最低基準（保育所の職員配置基準、施設設備基準）の規制緩和をせず、抜本的に改善すること。
4. 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
5. 子育てにかかわる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立のための環境整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高橋秀男君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第5号及び発議案第6号、以上2件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第5号及び発議案第6号、以上2件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第5号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、発議案第6号 現行保育制度に基づく保育施策の拡充を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

議員の派遣について

○議長（高橋秀男君） 日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元へ配布の議員派遣の件について承認を得ようとするものであります。

お諮りいたします。これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

各常任委員会の所管事務調査について

○議長（高橋秀男君） 日程第5、各常任委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、各常任委員長から会議規則第97条及び第103条の規定により、お手元へ配布の閉会中の継続調査申出書のとおり継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件につきましては、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中の継続調査に付することになりました。

報 告

○議長（高橋秀男君） 日程第6、報告であります。

報告第4号 継続費精算報告書について市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました報告第5号 継続費の精算報告について申し上げます。

本件は、平成20年度勝浦市一般会計の精算報告であります。平成19年度から平成20年度までの2年間で実施いたしました勝浦小学校屋外教育環境整備事業の完了に伴いまして精算報告書を調製したものであります。

この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

以上で報告第5号の説明を終わります。

○議長（高橋秀男君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（高橋秀男君） 以上をもちまして今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成21年9月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後1時42分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第35号～議案第39号の総括審議
1. 請願第3号、陳情第1号の総括審議
1. 議案第46号の総括審議
1. 発議案第5号～発議案第6号の総括審議
1. 議員の派遣について
1. 各常任委員会の所管事務調査について
1. 報告第5号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員